

# 令和 7 年度決算に基づく 健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業における資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告しましたので、次のとおり公表します。

## ○令和 7 年度決算 健全化判断比率

（単位：％）

| 区分       | 中央市  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —    | 13.47   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | —    | 18.47   | 30.00  |
| 実質公債費比率  | 6.7  | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 10.9 | 350.0   |        |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であることから「—」と表示しています。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ることから「—」と表示しています。

各比率がひとつでも基準以上である場合は、財政健全化計画又は財政再生計画の策定等が義務付けられます。

## ○令和 7 年度決算 資金不足比率

（単位：％）

| 会計の名称      | 中央市 | 経営健全化基準 |
|------------|-----|---------|
| 上水道事業会計    | —   | 20.0    |
| 簡易水道事業会計   | —   | 20.0    |
| 公共下水道事業会計  | —   | 20.0    |
| 農業集落排水事業会計 | —   | 20.0    |

※資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから「—」と表示しています。

各比率が基準以上である場合は、経営健全化計画の策定等が義務付けられます。